

## 物価高騰に対応する支援策

# 生活や事業の安定を支援します

市では、エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担を軽減し、市民生活の安定を図るため、緊急的な支援を実施します。

## 住民税非課税世帯を支援(生活に関する支援)

### 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

物価の高騰により家計への影響を特に大きく受けている住民税非課税世帯に対し、給付金を追加支給します。

**対象**＝世帯全員が令和5年12月1日時点で市に住民記録があり、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯(世帯全

員が、住民税均等割が課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合などを除く)

**支給額(1世帯当たり)**＝7万円

※申請方法や必要書類などの詳細は、広報なりた1月15日号でお知らせします。くわしくは社会福祉課(☎20-1536)へ。

## 介護・障がい福祉サービス事業者への支援(事業者支援)

介護・障がい福祉サービス事業者の安定的な事業の継続を支援するため、支援金を支給します。

### 介護サービス事業者等物価高騰対策支援金

**対象**＝市内の介護サービス事業所の設置者

**支給額**＝サービスの種別に応じて1施設につき10～60万円(1法人当たり上限150万円。入所施設・グループホームなどは別途補助あり)

**申請方法**＝申請書を直接または郵送で高齢者福祉課(市役所議会棟1階 〒286-8585 花崎町760)へ

**申請期限**＝1月31日(水)(必着)

### 障がい福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金

**対象**＝市内の障がい福祉サービス事業所の設置者

**支給額**＝サービスの種別に応じて1施設につき10～60万円(1法人当たり上限150万円。入所施設・グループホームなどは別途補助あり)

**申請方法**＝申請書を直接または郵送で障がい者福祉課(市役所議会棟1階 〒286-8585 花崎町760)へ

**申請期限**＝1月31日(水)(必着)

※対象となる事業者には申請書を送付します。くわしくは、介護サービス事業者等物価高騰対策支援金については高齢者福祉課(☎20-1537)、障がい福祉サービス事業者等物価高騰対策支援金については障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

## 教育・保育施設などへの支援(事業者支援)

### 特定教育・保育施設等物価高騰対策支援金

食材費などが高騰する中でも、栄養バランスや量を保った給食の提供を継続するとともに、保護者に負担がかからないようにするため、教育・保育施設などに支援金を支給します。

**対象**＝市内の私立保育園・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・私立幼稚

園・認可外保育施設の設置者

**支給額**＝施設ごとの園児数に応じて、公立保育園の副食費を基準とした物価上昇を見込んだ額

※対象の施設には通知を送付します。公立保育園についても、給食材料費の物価上昇分を補填<sup>はてん</sup>します。くわしくは保育課(☎20-1607)へ。